

(様式3)

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市地域防災計画（改訂素案）

2 案件の概要

平塚市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害についての事前対策、応急対策等防災対策の基本的な指針を示した計画です。

防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の修正等を踏まえて計画の改訂を行うもので、改訂に伴い、パブリックコメントを実施しました。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

令和4年12月2日（金）～令和5年1月6日（金）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請システム（e-kanagawa）

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	5 人	8 件
団体から	団体	件
合計		8 件

(2) 意見内訳

項目	件数 (件)
津波対策	4
計画全体（防災・減災対策強化）	1
要配慮者等への対策	2
高潮対策	1
合計	8

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	1
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	6
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	1
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	
	合計	8

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	津波対策	津波対策における海岸砂防林の減災効果について (他同様意見3件)	数十年から百数十年に一度程度発生する津波に対しては、国道134号が概ね海拔8メートル以上あり防潮堤の役割を果たしています。 概ね数百年から数千年に一度程度発生する最大クラスの津波に対しては、避難を軸としたソフト対策を推進し、避難訓練や逃げ地図の作成等、住民に対する啓発を行っていきます。	イ 反映済み
2	計画全体	平塚市地域防災計画は災害発生後の対策に重点が置かれており、防災・減災の取組が薄弱である。	防災意識の啓発や各種訓練の充実等、防災・減災の取組の推進に向けて参考とさせていただきます。	ウ 参考
3	要配慮者等への対策	個別避難計画の作成促進について	ご意見を踏まえ、個別避難計画作成の優先順位を検討し、関係者が連携しながら促進していく旨に修正しました。	ア 反映
4	要配慮者等への対策	要配慮者の訓練について	第3章「平常時の対策」の第18節(風水害対策計画は第17節)「防災訓練の実施」に避難行動要支援者の参加について配慮する旨の記載があります。 個別避難計画作成の促進とともに、各種訓練の実施にあたり、要配慮者の参加を働きかけていきます。	イ 反映済み
5	高潮対策	高潮対策における海岸砂防林の減災効果について	高潮により被害を受ける可能性のある地域は、国道134号以南の海岸部及び相模川、金目川河口周辺です。国道134号は概ね海拔8メートル以上あり防潮堤の役割を果たしています。	イ 反映済み

<お問い合わせ先>

平塚市市長室災害対策課

電話：0463-21-9734

電子メール：saigai@city.hiratsuka.kanagawa.jp

結果公表日

令和5年3月22日